個別論点の検討

第1	.「平均的な損害の額」	の立証に関する規律の在り方
第 2	条項使用者不利の原則	别

第1.「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方

1.消費者契約法専門調査会におけるこれまでの検討

損害賠償額の予定・違約金条項(法第9条第1号)の「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方については、消費者契約法専門調査会において検討が行われ、消費者契約法専門調査会報告書(平成27年12月)以下、「専門調査会報告書」という。)では、以下のように取りまとめられた¹。

【専門調査会報告書(抜粋)】

法第9条第1号における「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」及びこれを超える部分について、最高裁判決は、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、消費者が立証責任を負うものと判断した。しかし、「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」はその事業者に固有の事情であり、立証のために必要な資料は主として事業者が保有していることから、裁判や消費生活相談において、消費者による「平均的な損害の額」の立証が困難な場合もあると考えられる。そこで、「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方について引き続き検討を行うべきである。

これまでの検討においては、「平均的な損害の額」及びこれを超える部分についての立証責任は消費者にあるとした最高裁判決²を前提としながら、「平均的な損害の額」に関する証拠の提出が消費者には困難であることへの対応策として、「平均的な損害の額」の立証責任を事業者に転換する考え方や、同種事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分を当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分と推定する規定を設ける考え方などについて検討された。

しかし、上記のとおり専門調査会報告書が取りまとめられた時点では、本論点は引き続きの検討課題とされたものである。

¹ 専門調査会報告書 14 頁。

² 最判平成 18 年 11 月 27 日民集 60 巻 9 号 3437 頁。

また、専門調査会報告書では下記のとおり、解釈の明確化による対応として、消費者契約法第3条第1項の趣旨に照らし、「平均的な損害の額」が問題となった場合にも、事業者は消費者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならないとの解釈を周知すべきことについて示された³。

【専門調査会報告書(抜粋)】

なお、法第3条第1項は事業者の努力義務として契約締結時における必要な情報の提供を定めているところ、同規定は、事業者と消費者との間に情報・交渉力の格差があることを踏まえ、消費者の理解を深めるために設けられたものである。この法第3条第1項の趣旨に照らすと、事業者と消費者との間で「平均的な損害の額」が問題となった場合にも、事業者は消費者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならないと解される。この解釈を逐条解説において記載すること等により、事業者や消費者、消費生活相談員等に周知することが適当である。

2.問題点の整理

本論点は、これまで『「平均的な損害の額」の立証責任』の論点として議論されてきたが、上記のとおり問題とされているのは、「平均的な損害の額」を算定するための根拠資料が、主として事業者に保有されているという状況の中で、それらの資料が事業者から積極的に提出されないという点にある。

例えば、消費者庁の「消費者契約法の運用状況に関する検討会報告書」(平成 26 年 10 月)においては、学納金の返還請求訴訟において、原告(消費者)の求めや裁判所の求釈明にもかかわらず、被告である大学(事業者)が会計書類等の内部資料を提出しなかったという事例が報告されており、「訴訟実務において、事業者から内部資料が証拠提出されないことはよくある」との意見も示されていた⁴。

さらに、裁判官から見た実態としても、司法研修所編「現代型民事紛争に関する 実証的研究 - 現代型契約紛争(1)消費者紛争」によれば、東京と大阪の各地裁・簡 裁の裁判官に行ったアンケートの結果として、「裁判官アンケートでも、具体的な 主張立証が困難なため、どちらも十分な主張立証を行わないことがあり、苦労した という意見があった」とされている⁵。

また、「消費者契約法第9条の規定する『平均的な損害』の主張・立証責任に関する一考察」において、朝倉佳秀判事が「裁判例を見ると、事業者が全く証拠を提出しない等の訴訟活動をすることがままあるようである。現に筆者も、民事訴訟に

³ 専門調査会報告書 14 頁。

⁴ 消費者庁「消費者契約法の運用状況に関する検討会報告書」(平成26年10月)58頁。

⁵ 司法研修所編「現代型民事紛争に関する実証的研究 - 現代型契約紛争(1)消費者紛争」(法曹会) 75 頁。

おいて、代理人が、『立証責任は相手方にある』と述べて何ら反証活動をしないという行動をとることをしばしば体験する」と述べている⁶。

これらの資料から、裁判実務において、「平均的な損害の額」の立証のために必要な資料が事業者から提出されないという問題の実態が示されていると考えられる。

もっとも、このような問題への対応と、立証責任の所在の問題とは必ずしも直接 的に結びつくものではないことが留意されるべきである。

「立証責任」(「証明責任」とも呼ばれる。)とは「訴訟上、ある要件事実の存在が真偽不明に終わったために当該法律効果の発生が認められないという不利益または危険」⁷をいうものであると考えられている。つまり、立証責任の所在とは、真偽不明(裁判所が事実の存否について確信⁸を得られない場合)となった際に、裁判所がいずれの当事者を敗訴させるべきかという問題と考えられるのである。

確かに「平均的な損害の額」の立証責任を転換した場合には、真偽不明となることが事業者の不利益(損害賠償額の予定・違約金条項の無効)につながるため、結果として事業者が積極的に証拠を提出することが期待されることとなる。

しかし、そもそも、立証責任が相手方にあることは、自らは何らの反証活動をしなくてもよいということを意味するものではなく、立証責任の所在は、誰がどのように事実を認定するために必要となる証拠を提出すべきであるかという問題とは必ずしも一致するものではないと考えられる。

すなわち、立証責任を転換しない場合であっても、「平均的な損害の額」が争われた際に、事業者がどのように証拠を提出するべきであるかという点については、立証責任の所在とは別途の問題として検討することが考えられるのである。

例えば、これまでも検討されてきたように、事業者による証拠の提出を制度的に 促すということ等も考え得る。

_

⁶ 朝倉佳秀「消費者契約法第9条の規定する『平均的な損害』の主張・立証責任に関する一考察」 佐々木茂美編「民事実務研究 」(判例タイムズ社)154頁。

⁷ 司法研修所編「[増補] 民事訴訟における要件事実 第一巻」(法曹会)。同書においては、このような定義を前提として、立証責任の分配については、「訴訟の当事者は、それぞれ自己に有利な法律効果の発生要件事実について立証責任を負うものとする」という法律要件分類説が通説的見解として示されている。なお、同書では、それとは異なる見解として、法文や立法資料によって立法者意思が確認できない場合には、立証責任の分配は解釈によって定めなければならず、その解釈の基準と順位については、立法趣旨及び信義則を考慮すべきことは当然として、第一に証拠との距離、第二に立証の難易、第三に事実の存在・不存在の蓋然性を考慮するという考え方も紹介されている。

⁸ 民事訴訟における証明の程度に関しては、最高裁判決において、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挾まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。」と判示されている(最判昭和 50 年 10 月 24 日民集 29 巻 9 号 1417 頁)。

このように、「立証責任の所在の問題」と「証拠の提出の問題」とを分けた上で、 これまで検討されてきた考え方を整理すると、下表のとおりとなる。

			推定規定によ	事業者による
		立証責任を転	り立証の困難	根拠資料の提
	現状	換する考え方	を緩和する考	出を制度的に
		をとった場合	え方をとった	促す考え方を
			場合	とった場合
【立証責任の	損害賠償額の	損害賠償額の	損害賠償額の	損害賠償額の
所在の問題】	予定・違約金	予定・違約金条	予定・違約金条	予定・違約金条
「平均的な損	条項は有効。	項は無効。	項は有効。	項は有効。
害の額」及びこ				
れを超える部				
分が真偽不明				
となった場合				
にどのような				
結論となるか。				
【証拠の提出	事業者は、立	事業者は、条項	消費者が「同種	事業者は、制度
の問題】	証責任がない	が無効となる	の事業を行う	的に促される
事業者による	ことを理由	不利益を避け	通常の事業者	範囲で証拠を
「平均的な損	に、積極的に	るために積極	に生ずべき平	提出する。
害の額」の算定	は証拠の提出	的に立証する。	均的な損害の	
の根拠となる	を行わない場		額」を立証した	
資料の提出が	合がある [°] 。		場合に、事業者	
どのように期			は、推定を覆す	
待されるか。			ために「当該事	
			業者に生ずべ	
			き平均的な損	
			害の額」を反証	
			する。	

-

⁹ もっとも、「当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない」という民事訴訟上の信義則(民事訴訟法第2条)や、消費者契約法第3条第1項の事業者の努力義務規定の趣旨に鑑みれば、現状においても事業者が「平均的な損害の額」及びこれを超える部分について反論するに際しては、その反論の根拠として保有する証拠の提出が求められているとも考え得る。

3.これまで検討されてきた各対応策の考え方について

(1)立証責任を転換する考え方

消費者契約法第9条第1号における「平均的な損害の額」及びこれを超える部分の立証責任については、大学の入学辞退後の学生納付金の返還が争われた事案において、最高裁判所が、「平均的な損害及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、違約金等条項である不返還特約の全部又は一部が平均的な損害を超えて無効であると主張する学生において主張立証責任を負うものと解すべきである」と判示している¹⁰。すなわち、「事実上の推定が働く余地があるとしても」という留保を付した上で、基本的には消費者の側に立証責任があるとされたのである。

このような最高裁判所の判断を前提としながらも、「平均的な損害の額」に関する証拠は主として事業者に保有されており、消費者による立証が困難な場合があるということが本論点の問題意識である。

そして、「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」を超えないことについて事業者が立証責任を負うという趣旨の規定を設け、立証責任を転換するという考え方は、そのような問題への端的な対応策の一つとして考えられるものである。

すなわち、立証責任を転換した場合には、「平均的な損害の額」を超えないことの認定について必要な証拠が提出されず真偽不明となってしまうと、当該条項が無効と判断されることとなってしまうため、結果として事業者はそのような不利益を避けるために積極的な立証活動を行うことになると考えられるのである。

損害賠償の額の予定又は違約金を定める条項は、事業者が定めるものであることからすると、争われた際に、自ら定めた金額が平均的な損害の額を超えるものではないことを事業者に立証させることは酷ではないと考えられ、消費者からの立証の困難性を考慮すれば、政策的に立証責任を事業者に転換するということは考え得るところである。

しかし、他方で立証責任を転換するという考え方を取ると、損害賠償の額の予定 又は違約金を定める条項について、裁判所が「平均的な損害の額」を超えていない との確信を得られない場合には無効と判断されることとなるが、この点については、 損害賠償の額の予定又は違約金を定める条項について原則的に無効とすることと なってしまうとして反対する意見などが示されている。

事業者がその保有する「平均的な損害の額」に関する資料を提出しないという問題への対応策については後述のような別の案も考えられるところであり、対応策として、究極的には敗訴の可能性に結びつく立証責任を転換することが適当であるかについては、容易には意見の一致をみることはできない問題であり、慎重な検討を要するところであると考えられる。

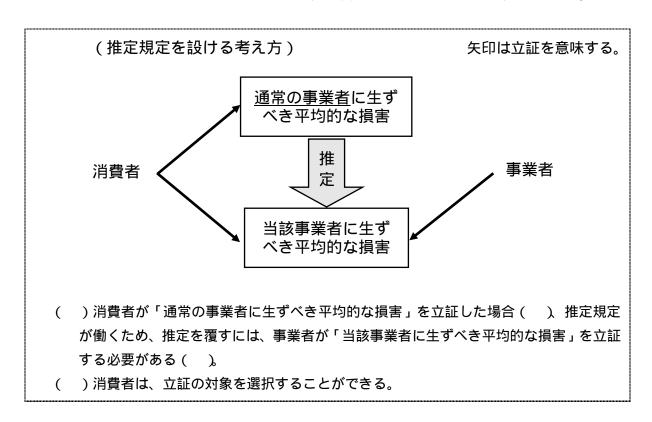
_

¹⁰ 最判平成 18 年 11 月 27 日民集 60 巻 9 号 3437 頁。

(2)推定規定により立証の困難を緩和する考え方

これまでの議論においては、「平均的な損害の額」及びこれを超える部分の立証 責任は消費者にあるとした上で、推定規定を設けることによってその立証の困難を 緩和するという考え方も示されていた。

すなわち、消費者は「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」又は「同種の事業を行う通常の事業者に生ずべき平均的な損害の額」のいずれか又は双方を立証することができ、「同種の事業を行う通常の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額が「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」と推定され、事業者がその推定を覆すためには「同種の事業を行う通常の事業者に生ずべき平均的な損害の額」よりも「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」がより高くなることを立証する必要があるという趣旨の規定を設けるという案である。



このような考え方を立法化した場合には、「同種の事業を行う通常の事業者に生ずべき平均的な損害の額」について、消費者は、事業者の保有する内部資料ではなく、公表されている資料や調査結果等を用いて立証することができるので、消費者による立証の困難さを緩和することができると考えられる。

もっとも、このような考え方に対しても、消費者が「同種の事業を行う通常の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、推定を覆すために事業者が「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証しなければならなくなる点で、実質的に立証責任を一部転換するものとも考えられるため慎重な検討を求める意見が示されていた。

(3) 事業者による根拠資料の提出を制度的に促す考え方

他方で、これまでの消費者契約法専門調査会においては、上記のように事業者が全く「平均的な損害」の算定の根拠となる資料を提出しない等の訴訟活動をすることがままあるとの指摘がなされていることを受け、事業者の訴訟対応が不熱心、不誠実であるために、訴訟が適正に進行しないという事態に対応するため、事業者による主張・立証を制度的に促すことが考えられていた。

そのような制度としては、例えば、会社法における会計帳簿の提出命令(同法第434条)・計算書類等の提出命令(同法第443条)¹¹等を参考に、裁判所は、申立てにより又は職権で、事業者に対し、当該事業者に生ずべき平均的な損害の額の算定の根拠となる資料の全部又は一部の提出を命ずることができる旨を消費者契約法に規定することが考えられる。

もっとも、このような考え方については、会社法の規定では、提出命令の対象となる文書が明確に特定されており、当事者が文書提出命令に従わない場合の効果¹²が生じると解されているのに対し、「平均的な損害の額」の立証に必要と考えられる文書は必ずしも明確に特定されるわけではない点を踏まえ、消費者契約法においてこのような規定を設けるにあたって対象となる資料の明確化が課題となり、慎重に検討する必要がある。

【参考条文】

会社法(平成17年法律第86号)

(会計帳簿の提出命令)

第四百三十四条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計 帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(計算書類等の提出命令)

第四百四十三条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算 書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

¹¹ これらは、会計帳簿・計算書類等の所持者を一方当事者とする民事訴訟において、当該会計帳簿・計算書類等が事案の解明の上で書証として必要となったときは、文書提出命令に関する民事訴訟法の要件を充たさなくても、裁判所が、会計帳簿・計算書類等の所持者に対してそれらの提出を命じることができる旨を定めている(江頭憲治郎・弥永真生編「会社法コンメンタール 10 -計算等(1)」(商事法務)147頁、547頁)。

¹² 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を 真実と認めることができる(民事訴訟法第 224 条第 1 項)。

そのほか、例えば特許法第 105 条第 1 項¹³を参考にした上で、事業者と消費者との間に情報・交渉力の格差があることを踏まえた消費者契約法上の制度として、事業者が訴訟において文書提出義務を負う場面を幅広く規定することを検討することも考えられる。もっとも、このような考え方については、「平均的な損害の額」の立証に関する現状の問題点に対処するために、事業者に資料提出を促す制度として、一般的な証拠提出義務を定める民事訴訟法第 220 条と異なる特別の規定を設ける必要性・合理性があるか、いかなる規定を設ければ現状の問題点を解消することができるかといった課題について慎重に検討する必要がある。

【参考条文】

特許法(昭和34年法律第121号)

(書類の提出等)

第百五条 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

4.取るべき対応策の検討

これまで専門調査会で検討されてきた考え方は上記のとおり整理されるが、これらの考え方がこれまでは『「平均的な損害の額」の立証責任』の論点として同列に捉えられ議論されてきたため、とりわけ立証責任の転換という考え方についての意見の不一致が共通の障害となり、結論が得られないままとなってきたと考えられる。他方で、「平均的な損害の額」及びこれを超える部分の算定の根拠となる資料について、これを保有する事業者から積極的に提出がされないことがままあるという実態が存在しており、このような訴訟の実態は、まさしく消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差によって消費者がその利益を害される場面が生じているものと考えられ、是正されるべき必要性が高いと考えられる。

そこで、現時点において明確となっている問題への対応策としては、立証責任の 所在については現状を維持した上で、 消費者の立証活動を容易にする制度、ある いは 事業者からの証拠提出を積極的に促す制度が求められるものと考えられる。 このような観点から、まず、 消費者の立証活動を容易にする制度として、推定 規定により立証の困難を緩和する考え方による規律を設けることが考えられる。こ のような規律は必ずしもあらゆる場面において消費者の立証の困難性を緩和する

¹³ 本条は、特許権侵害訴訟における書類の提出義務について規定したものであり、民事訴訟法 220条の要件を充足していない場合にも適用される。特許庁編「工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第 19 版〕」(発明推進協会)311 頁)。

ものではないが、可能な範囲で消費者からの立証を求めた上で、事業者側にも反証 を求めるという点で、立証責任を転換しない場合の対応としては、消費者側と事業 者側の立証の負担についてバランスを取ったものと考えられるものである。

これに対し、 事業者からの証拠提出を積極的に促す制度として、事業者による 根拠資料の提出を制度的に促す考え方による規律を設けることが考えられるが、こ の考え方については、上記のとおり様々な課題があるため、慎重に検討する必要が あると考えられる。なお、上記のとおり、専門調査会報告書では、法第3条第1項 の趣旨に照らすと、事業者と消費者との間で「平均的な損害の額」が問題となった 場合にも、事業者は消費者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならな いとの解釈が示されているところであり、ここではこのような解釈を前提とした上 で、「平均的な損害の額」を巡る訴訟という場面に限った上で、より具体的な制度 として設けることが考えられるものである¹⁴。

以上を踏まえ、立証責任の転換とは別に、「平均的な損害の額」の資料が提出 されないという訴訟の実態への対応として、下記のような考え方について、ど う考えるか。

(消費者の立証活動を容易にするため)

消費者は「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」又は「同種の事業を行う通常の事業者に生ずべき平均的な損害の額」のいずれか又は双方を立証することができ、「同種の事業を行う通常の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額が「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」と推定され、事業者がその推定を覆すためには「同種の事業を行う通常の事業者に生ずべき平均的な損害の額」よりも「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」よりも「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」がより高くなることを立証する必要があるという趣旨の規定を設ける。

(事業者からの根拠資料提出を積極的に促すため)

消費者契約法上の「平均的な損害の額」を巡る訴訟について、事業者による「平均的な損害の額」の算定の根拠となる資料の提出を制度的に促す 方策について、その課題を慎重に考慮しつつ検討する。

9

¹⁴ このように訴訟上の制度に関する規律ではあるものの、法第3条第1項から導かれる解釈を訴訟という場面で制度化したものと理解されるため、このような制度が設けられれば、法第3条第1項から導かれる解釈と一体となって、相談現場も含め、事業者からの積極的な資料の提出を促すことができるものと考えられる。

【参考条文】

民事訴訟法 (平成8年法律第109号)

(文書提出義務)

- 第二百二十条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。
 - 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
 - 二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
 - 三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
 - イ 文書の所持者又は文書の所持者と第百九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
 - ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務 の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - ハ 第百九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘 の義務が免除されていないものが記載されている文書
 - 二 専ら文書の所持者の利用に供するための文書(国又は地方公共団体が所持する文書 にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。)
 - ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件 において押収されている文書

第2.条項使用者不利の原則

1.消費者契約法専門調査会におけるこれまでの検討

条項使用者不利の原則について、消費者契約法専門調査会において検討が行われ、 専門調査会報告書では、以下のように取りまとめられた¹⁵。

【専門調査会報告書(抜粋)】

契約の条項について、解釈を尽くしてもなお複数の解釈の可能性が残る場合には、条項の使用者に不利な解釈を採用すべきであるという考え方を条項使用者不利の原則という。この原則について、現行の消費者契約法には規定がないものの、消費者と事業者との間には情報・交渉力の格差があることに鑑みると、条項が不明確であることによって複数の解釈が可能である場合、紛争が生じたときには消費者は事業者から不利な解釈を押し付けられるおそれがあるので、消費者の利益の擁護を図る必要があると考えることができる。また、条項使用者不利の原則を定めることは、事業者に対して明確な条項を作成するインセンティブを与えることになり、ひいては条項の解釈に関する事業者と消費者の間の紛争を未然に防止することが期待できる。

消費者契約法は、事業者と消費者との間に情報・交渉力の格差が存在することが、事業者と消費者との間で締結された契約において発生する紛争の背景となることが少なくないことを踏まえ、事業者の努力義務として、消費者契約の条項を定めるに当たって明確性に配慮することを定めており(法第3条第1項)条項使用者不利の原則は、同規定の趣旨から導かれる考え方の一つであるといえる。この点について、逐条解説の法第3条の解説において、ある条項についての解釈を尽くしてもなお複数の解釈の可能性が残る場合には、当該条項の使用者に不利な解釈を採用することが相当と考えられる具体的な事例を紹介しつつ記載すること等により、事業者や消費者、消費生活相談員等に周知することが適当である。

また、条項使用者不利の原則を適用するに至る条項解釈のプロセスが必ずしも明確とはいえず、同原則が本来適用されるべきでない場合についてまで援用されるおそれがあるという事業者からの懸念を現時点では完全には払拭できないことから、同原則の要件や適用範囲を定型約款に限定すべきか16等について引き続き検討を行うべきである。

条項使用者不利の原則の意義()については専門調査会報告書記載のとおりであり、これを踏まえ、同原則の要件や、同原則の適用範囲を定型約款に限定すべきか等を検討することがここでの課題となる()。

2.検討

(1)要件について

条項使用者不利の原則を制度して定める場合の要件については、同原則の意義 (専門調査会報告書())からすると、「契約の条項について、解釈を尽くしても なお複数の解釈の可能性が残る場合」という趣旨を規定することがまず考えられる。しかし、専門調査会報告書()記載のとおり、同「原則を適用するに至る条項解 釈のプロセスが必ずしも明確とはいえず、同原則が本来適用されるべきでない場合 についてまで援用されるおそれがあるという事業者からの懸念」が示されていることを踏まえると、契約の解釈が争われた近時の最高裁判決を参考にして要件をより 明確化することが考えられる。

すなわち、消費者契約ではないものの、最判平成 26 年 12 月 19 日(以下「平成 26 年判決」という。)が参考になると考えられる「(後記「【参考 1】参考となる最高裁判決」を参照」。この判決は、請負契約約款における賠償金条項(「乙」(請負人)が独占禁止法違反行為を行い排除命令等が確定したときは、「乙」は甲(注文者)に対して賠償金を支払う義務を負う旨の条項)について、「乙」が、「A建設又は上告人」(A建設とともに共同企業体を結成した建設会社)を意味するのか、「A建設及び上告人」を意味するのかは、文言上、一義的に明らかというわけではないとした上で、約款を使用した事業者は、排除措置命令等が確定していない構成員にも義務を負わせようというのであれば、条項の記載を工夫する必要があったが、そのような記載はなかったことなどを指摘し、結論として、「乙」とは本件においては共同企業体又は「A建設及び上告人」をいうものとする点で合意が成立していると解するのが相当であると判断した(その結果、上告人については判決時には排除措置命令等が確定していないので、上告人は賠償金の支払義務を負わないものとした」。平成 26 年判決は、条項の意味が「文言上、一義的に明らかというわけではな

¹⁷ この判決について、山田誠一教授は、「本判決は、地方公共団体(本件事案では、約款作成者であると思われる)が、自己に有利な内容を意味するようにしようというのであれば、約款中に、明確な記載をするべきであるという考え方、および、その相手方当事者に不測の不利益を被らせることにならないようにすべきであるとの考え方に立つものと考えられる」と評価している(ジュリスト臨時増刊(平成 27 年度重要判例解説)62 頁 》また、曽野裕夫教授は、「本判決は、本件賠償金条項の解釈にあたって『作成者不利の原則』の一種を用いたものといえる」、「本判決は事業者間における約款の解釈に関するものであるが、事業者が約款を一方的に作成する消費者契約においては、一層、本判決の解釈準則は当てはまるというべきであろう」と評価している(ジュリスト臨時増刊(平成 27 年度重要判例解説)68 頁 》沖野眞已教授は、「事例判決であるが、前者(「A又はB」)であるならその旨をより明瞭に記載する工夫を要するとしている点が、いわゆる不明確条項解釈準則(そのうちの条項作成者・使用者不利の原則)と通底する」と評価している(法学教室別冊「判例セレクト 2015 []」13 頁 》

い」場合に条項使用者不利の原則の考え方を用いたと評価することもできる点で参考になると考えられる¹⁸。

また、専門調査会報告書()が指摘する「条項解釈のプロセス」に関する最高裁判決としては、最判平成 19 年 6 月 11 日 (以下「平成 19 年判決」という。)が、「契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべき」であるという一般論を示していることが参考になると考えられる。この判決は、コンビニエンス・ストアの加盟店基本契約の条項における「売上商品原価」の意味が問題となった事案における判断であり、消費者契約について判断したものではない。しかし、フランチャイズ・チェーンの運営者と加盟店の間には「企業会計に関する知識、経験に著しい較差がある」中で運営者の「一方的な作成になる本件契約書」の条項の解釈が問題となった事案(今井功、中川了滋裁判官補足意見参照)において示された判断であり、消費者と事業者との間に情報・交渉力の構造的格差があることを前提とする消費者契約と類似するとも考えられる¹⁹。

これらの最高裁判決を参考にすると、「消費者契約に該当する定型約款の条項について、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯その他の事情を考慮してもなおその意味を一義的に確定することができない場合」という趣旨の要件にすることが考えられるが、どうか。

(2)適用範囲について

条項使用者不利の原則を制度として定める場合、同原則の意義(専門調査会報告書())に照らすと、一方的に準備作成された条項や個別交渉を経なかった条項に適用することも考えられる²⁰。しかし、一方的に準備作成された条項や個別交渉を経なかった条項の要件を明確にしなければならないところ、民法の一部を改正する法律案(第 189 回国会閣法第 63 号)においては、定型約款についての要件が定められている(第 548 条の 2 第 1 項)。そこで、適用範囲を明確にするため、定型約款に限って条項使用者不利の原則を立法化することが考えられるが、どうか。

(3)条項使用者不利の原則を立法化する政策的な必要性について

ア.事業者に対して条項を明確に定める動機付けを与える必要性

専門調査会報告書()では、条項使用者不利の原則を定めることによる機能として、「事業者に対して明確な条項を作成するインセンティブを与えることに

_

¹⁸ 甲(注文者)が約款作成者であると思われる。

¹⁹ 平成 19 年判決のほかに、契約(法律行為)の解釈について一般的な判断を示した最高裁判決としては、最判昭和 51 年 7 月 19 日集民 118 号 291 頁があり、同判決は、「法律行為の解釈にあたっては、当事者の目的、当該法律行為をするに至った事情、慣習及び取引の通念などを斟酌しながら合理的にその意味を明らかにすべきものである」と判断している。

²⁰ 消費者契約法専門調査会における議論においても、委員からこのような意見が出された(消費者契約法専門調査会中間取りまとめ 44 頁)。

なり、ひいては条項の解釈に関する事業者と消費者の間の紛争を未然に防止する ことが期待できる」という指摘がされている。

この点について改めて敷衍すると、事業者が作成したいわゆる約款が消費者契約において用いられた場合、消費者としては、約款によることを受け入れて契約を締結するか、それとも契約を締結しないかという選択しかなく、消費者が契約の締結に当たって約款の個別の条項を吟味することは求められないのが通常であると考えられる。そうだとすると、事業者が作成した約款の条項に不明確な部分があったとしても、消費者の吟味によって不明確さが除去された上で契約の締結に至ることは期待し難い。その結果、条項が不明確であることによって複数の解釈が可能となり紛争が生じたときには、消費者は事業者から不利な解釈を押し付けられるおそれがある(専門調査会報告書()参照)。消費者と事業者との間には情報・交渉力において構造的な格差があることを踏まえると、事業者は自らが有する情報を活用して条項を明確に作成することが望まれる。

事業者による条項の明確な作成については、最判平成7年5月30日、最判平成13年4月20日及び平成19年判決の補足意見が示していたところである(後記「【参考1】参考となる最高裁判決」を参照)。また、条項使用者不利の原則は、多くの国で立法化されているものである(後記「【参考2】参考となる諸外国の制度」を参照)。

そこで、事業者に対して条項を明確に定める動機付けを与えるという観点から、 条項使用者不利の原則を立法化することが考えられる。

イ.手段としての相当性について

このような考え方に対しては、定型約款について事業者に条項を明確に定める動機付けを与えることが政策的に必要であるとしても、条項使用者不利の原則を立法化することは、動機付けを与えるための手段として過剰であり、相当ではないという指摘もあり得る。

しかし、「消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮する」ことについては現行の消費者契約法において事業者の努力義務として規定されていることからすると(法第3条第1項)²¹、具体的な法的効果を伴う規定を設けることが考えられる。そして、条項使用者不利の原則は、「消費者契約に該当する定型約款の条項について、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮してもなおその意味を一義的に確定することができない場合」に限り適用されるものであり、その法的な効果も、条項の使用者に不利な解釈を採用するというもので、条項の効力が直ちに失われるものではない。これらの点を踏まえると、定型約款について条項使用者不利の原則を立法化することは、定型約款の条項を明確に定めるよう事業者に動機付けを与える手段として過剰ではないと考えられる。

²¹ 専門調査会報告書()にあるとおり、「条項使用者不利の原則は、同規定(法第3条第1項)の趣旨から導かれる考え方の一つであるといえる」。

以上を踏まえ、「消費者契約に該当する定型約款の条項について、その条項中の 文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯その他の事情を考慮 してもなおその意味を一義的に確定することができない場合には、事業者にとって 不利に解釈しなければならない」という趣旨の規定を設けるという考え方につい て、どう考えるか。

【参考条文】

民法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第63号)

(定型約款の合意)

- 第五百四十八条の二 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。
 - 一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
 - 二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款 を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

(定型約款の内容の表示)

- 第五百四十八条の三 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。
- 2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、 適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、 この限りでない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律 第 117 号)

(実施方針)

- 第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間 事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関す る方針(以下「実施方針」という。)を定めることができる。
- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。 (略)
 - 五 事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く。)を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。)の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

【参考1】参考となる最高裁判決

最判平成7年5月30日22

(事案の概要)

自動車保険の搭乗者傷害条項において、保険事故の要件である「正規の乗車用 構造装置のある場所に搭乗中」の意味が争点となった。

(最高裁判決)

最高裁(多数意見)は、搭乗者傷害条項について、本来の装置の機能を果たしえない状態での搭乗中の事故まではてん補しないこととした趣旨であるとした。 そして、貨客兼用自動車の後部座席の背もたれ部分を前方に折り曲げて荷台部分と同一平面となった状態の上に横になって乗車していた状態での事故は、搭乗者傷害条項に該当しないと判断した。

(千種秀夫裁判官の補足意見(抜粋))

「保険契約は、いわゆる附合契約と称せられるように、大量の保険契約を同一の約款に従って締結するものであって、契約ごとに逐一条項を決するわけにはいかないのが実情であり、その契約内容が、万が一に生じるかもしれない将来の事故にかかわる問題であることから、とかく加入者としては、契約文言を逐一厳格に検討することを怠りがちである。そのような契約においては、契約約款は、誰びとにも分かり易く記載しておくことが望ましいのであり、もしその記載の意義について見解が分かれ、それぞれにある程度の合理的理由が認められる場合には、直ちに加入者に不利益な解釈を採るべきものとはいえない。約款を作成する保険者側は、その知識経験からして事故発生の状況について、加入者よりはるかに多くの情報に精通しているはずであって、保険の対象から除外すべき場合を書き分けることは容易な立場にあるからである。事実、もし本件のような貨客兼用車において、座席を倒して荷物を置くようにしている場所に搭乗していた者が、保険の対象から除外されるのであれば、そのことを約款に明示することはさして困難なこととは思われない。

搭乗者の傷害保険に関する保険約款に前記のような文言が遅くとも昭和四〇年ころに既に使用されていたことは公知の事実であるところ、その後今日まで二十余年の間に車両の構造は多様化し、本件のような貨客兼用車の種類、数量も飛躍的に伸びているのである。こうしたものが日常生活の中で多数利用されるようになれば、これを利用する人々の生活意識の中では、少なくとも保険の適用においては、乗用車の車内であれば、座席に座っていようが、それを倒したり折り畳んでいようが差異はないと思う者も現れるであるうことは想像に難くない。したがって、こうした形態の乗用車に搭乗する者について、いずれが保険の対象となり、いずれが保険の対象から除外されるかということは、その時々の社会の実情に合わせて逐次明確にしておくことが要請されているというべきである。」

最判平成 13 年 4 月 20 日23

²² 民集 49 巻 5 号 1406 頁。

(事案の概要)

生命保険契約に付加された災害割増特約について、保険約款では、()災害割増特約における災害死亡保険金の支払事由は、不慮の事故を直接の原因として被保険者が保険期間中に死亡したときであるとされ、さらに、不慮の事故とは、偶発的な外来の事故で、かつ、昭和 42 年 12 月 28 日行政管理庁告示第 152 号に定められた分類項目のうち上記約款の別表 2 に掲げられたものをいうとされていた。他方、上記約款では、()被保険者の故意により災害死亡保険金の支払事由に該当したときは災害保険死亡金を支払わない場合に当たるとされていた。

上記約款に基づいて災害死亡保険金を請求する場合、保険金請求者において発生した事故が偶発的な事故であることについての主張立証責任を負うのか、それとも、保険者において発生した事故が被保険者の故意によることについての主張立証責任を負うのかが問題となった。

(最高裁判決)

最高裁(多数意見)は、「本件約款に基づき、保険者に対して災害割増特約における災害死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である」、「本件約款のうち、被保険者の故意により災害死亡保険金の支払事由に該当したときは災害死亡保険金を支払わない旨の定め()は、災害死亡保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものにとどまり、被保険者の故意により災害死亡保険金の支払事由に該当したことの主張立証責任を保険者に負わせたものではないと解すべきである」と判断した。

(亀山継夫裁判官の補足意見(抜粋))

本件約款の合理的解釈としては、法廷意見のいうとおり、保険金請求者の側において 偶発的な事故であることの主張立証責任を負うべきものと解するのが相当である。しか しながら、本件約款が、保険契約と保険事故一般に関する知識と経験において圧倒的に 優位に立つ保険者側において一方的に作成された上、保険契約者側に提供される性質の ものであることを考えると、約款の解釈に疑義がある場合には、作成者の責任を重視して解釈する方が当事者間の衡平に資するとの考えもあり得よう。そして、かねてから本件のように被保険者の死亡が自殺によるものか否かが不明な場合の主張立証責任の所在について判例学説上解釈が分かれ、そのため紛争を生じていることは、保険者側は十分 認識していたはずであり、保険者側において、疑義のないような条項を作成し、保険契約者側に提供することは決して困難なこととは考えられないのであるから、一般人の誤解を招きやすい約款規定をそのまま放置してきた点は問題であるというべきである。もちろん、このような約款がこれまで使用されてきた背景には、解釈上の疑義が明確に解消されないため、かえって改正が困難であったという事情があるのかもしれないが、本判決によって疑義が解消された後もなおこのような状況が改善されないとすれば、法廷意見の法理を適用することが信義則ないし当事者間の衡平の理念に照らして適切を欠く

²³ 民集 55 巻 3 号 682 頁。

最判平成 19年6月11日(抜粋)24

1 本件は、コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンを運営する上告人との間でその加盟店となる契約を締結し、上告人に対し「A・チャージ」(以下「チャージ」という。)と呼ばれる契約上の対価を支払ってきた被上告人が、契約上、チャージ金額の算定の基礎となる売上高から控除されるべき費目(後記2(4)記載の廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価)の金額が控除されていなかったために、上告人は上記相当額を基礎として算定されたチャージ相当額部分を法律上の原因なく利得したことになると主張して、上告人に対し、不当利得金及びこれに対する遅延損害金の支払を請求する事案である。

2 · 3 (略)

- 4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。(略)
- (2)ア まず、契約書の文言についてみると、「売上商品原価」という本件条項の文言は、実際に売り上げた商品の原価を意味するものと解される余地が十分にあり、企業会計上一般に言われている売上原価を意味するものと即断することはできない。
 - イ 次に、前記確定事実によれば、本件契約書18条1項において引用されている付属明細書(ホ)2項には廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価が営業費となることが定められている上、上告人の担当者は、本件契約が締結される前に、被上告人に対し、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価をそれぞれ営業費として会計処理すべきこと、それらは加盟店経営者の負担であることを説明していたというのであり、上記定めや上記説明は、本件契約に基づくチャージの算定方式が上告人方式によるものであるということと整合する。
 - ウ また、前記確定事実によれば、被上告人が本件契約締結前に店舗の経営委託を受けていた期間中、当該店舗に備え付けられていたシステムマニュアルの損益計算書についての項目には、「売上総利益」は売上高から「純売上原価」を差し引いたものであること、「純売上原価」は「総売上原価」から「仕入値引高」、「商品廃棄等」及び「棚卸増減」を差し引いて計算されることなどが記載されていたことも明らかである。
- (3) 契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべきところ、前記(2)の諸事情によれば、本件条項所定の「売上商品原価」は、実際に売り上げた商品の原価を意味し、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないものと解するのが相当である。そうすると、本件条項は上告人方式によってチャージを算定することを定めたものとみられる。(以下、略)

(今井功、中川了滋裁判官の補足意見(抜粋))

²⁴ 判時 1980 号 69 頁。

私たちは,本件条項に定めるチャージの算定方法の解釈については,法廷意見のとおりと考えるが,本件条項の定め方が,明確性を欠き,疑義を入れる余地のあったことが,本件のような紛争を招いたことにかんがみ,このような契約条項の定めの在り方について,意見を述べておきたい。(略)

しかし,本件条項の解釈として,上記のように解釈することが相当であるとはいうもの の,本件契約書におけるチャージの算定方法についての規定ぶりについては,明確性を欠 き,疑義を入れる余地があって,問題があるといわなければならない。本件契約である加 盟店基本契約は,上告人が一方的に定めたものであって,加盟店となるには,これを承諾 するしかなく,これを承諾することによって,加盟店契約が締結されるものであるところ, チャージがいかにして算出されるかについては、加盟店の関心の最も強いところであるか ら、契約書上それが加盟店となる者に明確に認識できるような規定であることが望ましい ことはいうまでもなく、また、そのような規定を設けることが困難であるという事情もう かがうことができない。チャージは,加盟店に対する店舗経営に関するサービス等に対し て支払われる対価であることから,加盟店としては,店舗経営により生じた利益の一定割 合をチャージとして支払うというのが,一般的な理解であり,認識でもあると考えられる のである。ところが,廃棄ロスや棚卸ロスは,加盟店の利益ではないから,これが営業費 として加盟店の負担となることは当然としても,本件契約書においては,これらの費用に ついてまでチャージを支払わなければならないということが契約書上一義的に明確ではな く、被上告人のような理解をする者があることも肯けるのであり、場合によっては、本件 条項が錯誤により無効となることも生じ得るのである。

加盟店の多くは個人商店であり,上告人と加盟店の間の企業会計に関する知識,経験に著しい較差があることを考慮すれば,詳細かつ大部な付属明細書やマニュアルの記載を参照しなければ契約条項の意味が明確にならないというのは,不適切であるといわざるを得ない。それでも,上告人担当者から明確な説明があればまだしも,廃棄ロスや棚卸ロスについてチャージが課せられる旨の直接の説明はなく,これらが営業費に含まれ,かつ,営業費は加盟店の負担となるとの間接的な説明があったにすぎないというのである。上告人の一方的な作成になる本件契約書におけるャージの算定方法に関する記載には,問題があり,契約書上明確にその意味が読み取れるような規定ぶりに改善することが望まれるところである。

最判平成 26 年 12 月 19 日25

(事案の概要)

A建設と上告人が結成した共同企業体(請負人)と地方公共団体(注文者)との間で締結された請負契約の約款には、賠償金条項として、公正取引委員会が、「乙」(請負人)に独占禁止法違反による排除措置命令等を行いこれが確定した場合、「乙」は甲(注文者)に対して請負金額の2割に相当する賠償金を支払う旨の条項があった(48条1項)。

(最高裁判決(抜粋))

²⁵ 判時 2281 号 98 頁。

本件賠償金条項・・・にいう「乙」とは、本件約款の文理上は請負人を指すものにすぎない。もっとも、本件賠償金条項は、請負人が共同企業体の場合には、共同企業体だけでなく、その構成員について排除措置命令等が確定したときにも賠償金支払義務を生じさせる趣旨であると解するのが相当であるところ、本件契約において、上記「乙」が「A建設又は上告人」を意味するのか、それとも「A建設及び上告人」を意味するのかは、文言上、一義的に明らかというわけではない。

そして、注文者である地方公共団体は、共同企業体の構成員のうちいずれかの者についてのみ排除措置命令等が確定した場合に、不正行為に関与せずに排除措置命令等を受けていない構成員や、排除措置命令等を受けたが不服申立て手続をとって係争中の構成員にまで賠償金の支払義務を負わせようというのであれば、少なくとも、上記「乙」の後に例えば「(共同企業体にあっては、その構成員のいずれかの者をも含む。)」などと記載するなどの工夫が必要であり、このような記載のないままに、上記「乙」が共同企業体の構成員のいずれかの者をも含むと解し、結果的に、排除措置命令等が確定していない構成員についてまで、請負金額の10分の2相当額もの賠償金の支払義務を確定的に負わせ、かつ、年8.25%の割合による遅延損害金の支払義務も負わせるというのは、上記構成員に不測の不利益を被らせることにもなる。

したがって、本件賠償金条項において排除措置命令等が確定したことを要する「乙」とは、本件においては、本件共同企業体又は「A建設及び上告人」をいうものとする点で合意が成立していると解するのが相当である。

【参考2】諸外国の制度26

[ドイツ民法]

第305条c

- (1) 略
- (2) 約款の解釈に疑義があるときは、約款使用者に不利に解釈しなければならない。

〔 オランダ法〕

第6編238条

- (1) (略)
- (2) 第236条および第237条所定の契約における条項は、明確かつ理解可能な言葉で記載されなければならない。条項の意味に疑義があるときは、相手方の有利に解釈するものとする。

[フランス民法]

第1162条 疑いがある場合には、合意は、債務を負わせたものに不利に債務を負った者に有利に解釈される。

[EU1993年公正契約条項指令]

ある条項の意味について疑問がある場合には、消費者にとって最も有利な解釈が優 先する。

〔ヨーロッパ契約法原則〕

5:103条「作成者に不利に」の準則

個別に交渉されなかった契約条項の意味について疑いがあるときは、当該条項をも ち出した当事者に不利となる解釈が優先されなければならない。

〔ユニドロワ国際商事契約原則〕

第4.6条(「作成者不利に(contra proferentem)」の原則)

当事者の一方により準備された契約条項が不明瞭なときは、その当事者に不利となるように解釈されることが望ましい。

²⁶ E U 1993 年公正契約条項指令については、経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『消費者契約法(仮称)の具体的内容について』55 頁。これ以外については、法務省法制審議会民法(債権関係)部会資料 49「民法(債権関係)の改正に関する論点の検討(21)」の別紙 比較法資料から抜粋。